

予算特別委員会記録

○開催日 令和7年1月27日 午後1時10分～午後3時10分

○場所 議場

○出席委員

5番	水野正子	委員長	10番	平田るり子	副委員長
2番	下竹芳郎	委員	3番	辻本貴志	委員
4番	上迫正幸	委員	6番	立石幸徳	委員
7番	豊留榮子	委員	8番	眞茅弘美	委員
9番	禰占通男	委員	11番	橋口洋一	委員
12番	吉嶺周作	委員	議長	永野慶一郎	

【議題】

議案第1号 令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）

議案第2号 令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第3号 令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第4号 令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第2号）

議案第5号 令和6年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第6号 令和6年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

【審査結果】

議案第1号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第2号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第3号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第4号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第5号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第6号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午後1時10分 開会

○議長（永野慶一郎） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に水野正子委員、副委員長に平田るり子委員を選出]

△議案第1号 令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）

○委員長（水野正子） 本委員会に付託された案件は、補正予算6件であります。

まず、議案第1号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（笹原正二） 議案第1号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）について御説明します。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,298万円を追加し、予算総額を162億6,756万2,000円にしようとするもので、当初予算額より10.3%の伸びとなります。

繰越明許費の補正は、戸籍上の氏名の振り仮名記載法制化対応事業ほか2事業を追加し、令和7年度に繰り越して使用するものです。

補正予算の主なものとしましては、人事院勧告に準じた給与改定に伴う一般職人件費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得世帯支援給付金給付事業、戸籍上の氏名の振り仮名記載法制化対応事業などをお願いしてあります。

なお、今回の補正財源につきましては、国庫支出金2億1,898万2,000円、繰越金1億0,323万9,000円、県支出金5万9,000円の増と、繰入金7,930万円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしましたので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（水野正子） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 私は資料のお願いもしましたので、まず低所得世帯支援給付金給付事業の3万円と2万円の関係、生活保護の関係も含めて3枚の資料を頂いているんですけど、先ほど財政課長から冒頭説明があった予算書の4ページの第2表、ここに低所得世帯支援給付金の繰越明許費になっているわけなんですね。この資料でもスケジュールが出ているんですが、まずこのスケジュールを資料に基づいて簡単に説明をいただければ助かります。

○福祉課長（福永賢一） 福祉課提出の資料の2枚目にスケジュールを載せてございます。

まず、システムの導入を現在のところ2月末に導入できるものかと考えております。そして、対象者への確認書の発送を3月12日、そして、確認書の受付の締切りを3月19日としまして、1回目の支給を3月28日に現在のところしたいと考えているところです。これはシステムの導入が早まったり遅かったりすることで若干の差が出てくる可能性がございます。

繰越明許費につきましては、一応予算額全額を計上させていただいておりますが、実際には今年度中に実績が出た場合には、それを除いた分を繰り越すという形で、繰越しは予算の範囲内で繰り越すこととなりますので、可能な限りの予算ということで全額を計上させていただいたところです。

○6番（立石幸徳） 12月議会では、財源振替に出ている推奨事業メニューを12月議会の補正第7号で、議決したわけですけど、その際も平田議員から、3万円、2万円はどんな状況にあるのかっていう発言があったかと思うんです。

私は一番お尋ねしたいのは、ここにお隣の市の低所得者3万円、2万円のスケジュールを頂い

ているんですけど、隣の市は昨年12月13日に対象者の抽出、1月20日に通知書発送、申請書の受付、2月の下旬でもう対象者へ給付するんですね。3月の上旬には給付完了。つまり、本年度内にこの事業は完了するようになっていくわけですよ。

何で本市はこうして繰越明許というか、翌年度にまたがって事業が遅れるのか、はっきり言って不思議でならんんですけど、この辺についてはどういうふうな考えをお持ちなんでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 何千という対象者がいますので、システムを導入していかないとちょっと対応できないというのがあって、そのシステムの導入の会社がお隣の市とは違うっていう部分がまずございます。その差がまずあるということです。

それから予算の部分につきましては、国の予算成立が12月17日だったかと思います。そういう部分で臨時会の日程等については、他市との違いがあったと思っております。

○6番（立石幸徳） そのシステム会社が違うと。ただ、市民からしますと、何で隣はもうもらっておいて枕崎は遅れるのかというのは当然の捉え方。そして、こういう事業はこの前、また、低所得者への給付金を考えていくという総理大臣の施政方針の中でありましたよ。

給付を受けるほうは、一刻も早くっていうか、1時間でも30分でも早く頂きたいという気持ちだと思いますよ。特に子供加算、こういうのは年度末にいろんな子供たちが進級・進学、年度末は何かと物入りにもなってくる。そういう中で、年度を越えて次年度の支給をせざるを得ないというのは、私は本市はいかなるものかと思うんですよね。大体この臨時会の日程自体がどうなのか。新聞報道を見れば、最近でも臨時会をやってこういった対応をしているところもあります。ただ、考え方としてやっぱりいち早く届けるというのが基本じゃないですか。

そういう点から、そのシステム会社が違うから遅れるんですというのは私は理由にならんと思うんですけどね。だって財源は、12月議会で推奨メニューをやった国の国家補正予算はもう成立して、金はまだそこに準備してあるわけですよ。こういう対応というのは、副市長に私は全体的に聞いておきたいんですけど、どういうふうに考えておるんですかね。

○副市長（本田親行） 御指摘のように、低所得世帯に対する支援につきましては、物価高騰に直面する低所得者への支援ということが目的でございますので、いち早く届けるということが大切だとは思っております。福祉課長からも説明がございましたように、事務的にそういったシステムの改修でありますとか、また臨時会の開催の時期によって繰り越して支給する形になりますけれども、それに対しましてもできるだけ事務的には急いでおります。これは国の交付金を活用したものであって、一律同時期に行われることが好ましいのでしょうけれども、そういった理由がございますので、御理解をいただきたいと思います。

○6番（立石幸徳） 私が理解するというより、市民が理解できないと思いますよ。これはさっき言ったように、今後もこういった低所得者給付というのは続くような状況を言っておりますから、ちょっと厳しくお尋ねさせていただきたいんですけどね。遅れた会社に、まずきちっと何でよその会社は早いんだとそういったことは聞いておられないんですか。

○福祉課長（福永賢一） これまでも数多く何年も続けている給付金の関係で、システムの違う他市より遅れている実態は、今回だけではなくて前からもございます。

そのシステム会社に対しましても、市民からの問合せとか、特に急いでくれという要望は来ているということで、システムの開発については最善を尽くしていただきたいという要望は担当課としてはさせていただいているところでございます。

○6番（立石幸徳） 最後にしますけどね。こういった給付とか予算執行は、何も給付を受ける人たちだけの問題じゃないんですよ。いち早く給付することで地域経済がどうなるのか、そういうことは考えておられないんですかね。

予算を成立させて、その対象者に配ることで、また給付金は市中のいろんな物品の購入、そういうものに予算というのは地域経済をよくしていくために使われていくわけでしょう。そういう

観点から、どうしても私はこんな対応を本市がのんびんだらりやっているということはいかななものかと思いますのでね。もう今回はこういう対応をされているわけですから、今後の在り方について強く猛省しとっていただきたいと思います。

○副市長（本田親行） ただいま6番委員からございましたとおり、物価高騰等に対応して、また地域経済へ波及するためにもといった御趣旨の御意見がございましたけれども、そういったこともありまして、国の補正予算が通る前に、12月議会において単独の経済対策としてお願いしました。また、新年度に向けての支出もという御意見もございましたが、その中で、18歳以下の子供を有する世帯に対しては単独事業として給付金を支給する予算をお願いし、今回財源の振替を行う対応をしておりますので、今後とも6番委員の言われたような意見については、十分、考慮しながら対応を行っていきたいと考えております。

○10番（平田るり子） 今、早い自治体では福井市、私たちの人口の10倍以上ある自治体でもう1月には給付しています。この物価高騰事業はもう何度もある事業なので、枕崎市としてはより早的確な対応ができるというところをきちんと見せていかないと、福祉課だけではないと思います。全部の課にしても的確な対応ができる、早い対応ができるというのは災害対策にもつながっていきますので、こういった姿勢を福祉課以外の部署も、枕崎は早い、的確に市民に優しい対応ができるというところはしていってほしいと思います。

前回、12月の補正予算で質問させていただいたら、今回の補正予算で質問してくれということだったので、幾つか質問をしたんですが、この対象者への通知送付については、資料請求にありましたように確認書、申込書、申請書となっておりますが、この確認書と申請書はより注意しなければならないというふうに思うんですが、これの違い、どう注意したらいいかを教えていただきたいと思います。

○福祉課長（福永賢一） 対象世帯と思われる世帯には確認書を発送いたします。チェックをしていただくところが3か所ぐらい出てくる形になります。

まず、世帯の全員が住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないということです。それから、世帯の中に住民税課税となる所得があるのに未申告となっていないということです。そして、他の市町村が実施した同様の給付金を受給している世帯ではないということです。この3つのところにチェックをして返送していただくという形になります。そして、氏名と期日と電話番号等を記入していただく欄もございます。

そして、この口座に問題がなければ振り込みますという形での確認書を送りますので、そちらの確認とまた変更がある場合には、その変更の部分を書いていただくような内容の確認書を送る予定としております。

○10番（平田るり子） 家計急変世帯に対しても対象になりますでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 今回の低所得者支援枠を活用したこの給付金については、家計急変の世帯は対象とはなっておりません。

○10番（平田るり子） あとですね、申告期間が過ぎるとこの権利を失う可能性があるというふうに見ましたが、特別な事情がある場合とかの柔軟な対応をしていただけるんでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 令和6年度の課税が非課税になった場合には、更正という形で課税が変わることになりますが、そういった場合には申請をしていただいて受け付ける形になります。

7月31日までが申請期限となりますので、その期間内でしたら対応をしていくという形になります。

○10番（平田るり子） 資料請求していただいたこのとおりに、裏もこういった形で広報紙に今回載るわけですかね。

○福祉課長（福永賢一） 今回、資料請求いただいた中身につきましては、国が示しているものではなくて、市が今後広報していく内容を資料として出ささせていただきましたので、この裏表の

1枚紙の最初の1枚目を広報でしていく予定としております。

○10番（平田るり子） 今これを見ていて、すごく分かりやすく親切だなと思いました。

○11番（橋口洋一） 関連ですが、給付に当たって、いろんな給付案件が続くところなんですけれども、今回の場合はマイナンバーを活用した給付にはならないのでしょうか。マイナンバーを使うことによって、速やかな手続ができるようにというのは以前からあるかと思うんですけども、今回そういうところがないので、対応はどのようになっているのでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） マイナンバーを使った電子申請という形の取扱いということですのでよろしいですかね。

○11番（橋口洋一） 公金振り込みの場合、マイナンバーを使うと給付が速やかにできますよというようなところですよ。

○福祉課長（福永賢一） 確認書や申請書の裏面の口座の変更についての部分で、マイナンバーで登録した公金受取口座を利用するというのを選択できるようにはなっているところです。

○3番（辻本貴志） 6番の戸籍上の氏名の振り仮名記載法制化対応事業について、これは令和7年5月26日施行されると確認してあるんですが、スケジュールはどのようになっているのでしょうか。

○市民生活課長（松田勇一） スケジュールにつきましては、改正法の施行が令和7年5月26日に制度が始まりますので、速やかに本籍地の市町村から通知書が送られることになります。資料にも書いてあるんですが、5月以降にそれぞれ本籍地からその通知書が届きますので、その通知書を皆さん確認をしていただくということになります。

この通知書に書かれている振り仮名につきましては、住民基本台帳の便宜上使用している振り仮名をそれぞれに通知をいたします。その通知書の中身に間違いがなければ、届けをしなくてもいいということになります。間違っている場合には、届けをしていただければ、正しい届けをしていただいた振り仮名が記載されていくということになります。

先ほども言いましたように、届けをしなければ、これが令和8年5月以降にその通知書で通知された振り仮名が戸籍に記載されていくということになりますので、まずは市民の方々は通知書が届きましてから、それぞれの通知書の振り仮名が間違っているか、間違っていないか確認していただいて、間違っていなければ、何も届けは必要ないということになります。

しかしながら、早く戸籍に振り仮名を記載したいということであれば届けをしていただければ、戸籍にもその場で載っていくということになります。

あと、出生が今年の5月26日以降に生まれた方、いろんな届けをされた方はその場で戸籍には振り仮名が載っていくということになります。

○3番（辻本貴志） これから年度末、年度初めにかけて転入転出が多いなということがちょっと懸念されたんですが、5月26日以降にこの事業が全てスタートという理解でよろしかったですかね。

○市民生活課長（松田勇一） 今回、補正予算で通知書作成の予算を組んであります。今年度中に契約を結びますが、作業を来年度に繰り越してしますので、通知書が5月にできるというわけではないと思っています。結構、通知書作成にも時間がかかりますので、夏ぐらいにそれぞれに通知ができればいいということで準備を進めております。

枕崎市の戸籍を有する人には8月、9月ぐらいに通知が行くということになると思いますので、それまでは期間がありますので、繁忙期と重なった事務は、特段、想定はしていないところでございます。

○10番（平田るり子） この制度の目的っていうのは、もともと何ですか。

○市民生活課長（松田勇一） これは法律ですので、国が進めていることでありますけれども、現在、行政機関が保有する氏名の情報は、多くが漢字です。漢字にはいろんな外字が使用されて

いる場合があります、今の特定のものを検索する場合に、時間を物すごく要しているということがあります。

また、金融機関等におきましては、氏名の振り仮名が本人確認のために現在利用されていますけれども、複数の振り仮名を利用して別人を装ったりとか、そういう各種規制の潜脱をしようとするのが懸念されていたということがありまして、これを受けまして、現在の行政デジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意に特定し、これからは振り仮名が戸籍に載りますので、振り仮名を公証するニーズが高まっているということから、振り仮名記載というのが出てきているところでございます。

○9番（禰占通男） 出生届とですよ、人名漢字ですよ、それで読める、読めない。昔は読めたけど今現在取り扱われておりませんというのを市のほうで対応しますよ。それに関して、昔はこの呼び名でやっていたけどできないとか、私はこっちで読むよりこっちが好きだという、そういう感じで申請したらどうなるんですか。振り仮名が今まではなかったんだけど。

○市民生活課長（松田勇一） 読み方につきましては、いろいろあると思います。ですけども、高いつて書いてひくしって読んだり、そういうのはなかなか通っていかないということになります。

まずは証明するもの、今まで名前を使ってきて証明をするというところで、預金通帳に振り仮名が振られていますので、私はずっとこの名前を使ってきましたと、もしくはパスポートがありますので、パスポートに使っている振り仮名、私はこうですよということで届けは出していただくということになろうかと思います。変えようということではないと思っていますので、これまで使ってきた振り仮名、読み方を届けていただく。そこに本籍地から通知されたものが間違っている場合は届けを出していただくということで認識をしていただければと思います。

○9番（禰占通男） 今、届け出た部分は、役所としてはずっと管理していないんですか。出生届で出すでしょう、この漢字をこう読みますと。私もあるんですよ、私は昔の字がいいから子供にはこの字を付けたいって言ったって、今その呼び名ではできませんって戸籍の担当者からは言われましてね。それで、現代文のやつで読むようにしたんだけど。その後もうちの子供と変わらないのがそういう漢字を使っているんですよ。そしたらうちの役所だけ違って、ほかのところはよかったのかっていう、そういうことですよ。

だから、今その届け出た部分が台帳とかに載っているわけでしょう。そしたらそれです一つと行けばこういう問題も起きないんじゃないですか、どうなんですか。戸籍上は振り仮名はつけていないけど、その届け出た部分を結局、戸籍に転記すればいいことでしょう。どうなんですか。

○市民生活課長（松田勇一） 今、9番委員が言われたように、現在、便宜上保有している住民票、出生届をしたときの振り仮名を住民票の中では管理をしているところでございます。その振り仮名を使って戸籍に記載をするということですけど、便宜上保有している振り仮名ですので、そこをしっかりと市民の方々に確認をしていただくという作業に今回はなっております。

それが確認をして届けが出なかった方については、その振り仮名が戸籍上に記載をされていくということになりますので、しっかりと確認をするという意味での今回のこの事業になっているところでございます。

○9番（禰占通男） 確認もいいけど最初に言いましたけど、私はこの名前よりこっちで呼んだほうがいいのかという人もいるわけでしょう。親がつけてくれたけどこっちがいいという人、呼び名は今特に多いじゃないですか、読み方が、もう読めないですよ。結局、名づけ親と本人しか読めないものもあるし、だからこれはちょっとおかしい感じだなと私は思っているんですよ。

だから、最初言ったように届け出たところをちゃんと基本にして転記すべきじゃないですかということです。その確認というのが私は何か納得できないですよ。

○市民生活課長（松田勇一） 実際、出生届けのときに届けをされて、そのときの読み方はこう

だったけども、実際使ってきた名前が違っているのであれば、そこはそういう届けになると思うんですけども、ずっと届けをした名前まで来ていて、いや私はこの読み方がちょっと違うから変えたいので読み方を変えろということは今回の法律で進めている戸籍に振り仮名を記載するところには、そこはちょっと当たらないと思っています。やはり、これまで呼ばれていた振り仮名を届けをしていただく、そこに誤りがあった場合に届けをしていただくということになるのかと思います。

○10番（平田るり子） 要するに最近、通帳等に対しての、マネーロンダリングとかテロ対策支援の通知とかが今それぞれ届いています。

そういったことに関連して、金融機関の確認、これをしっかりするための法務省からの国の予算が出て、これに対する対応、そういった金融機関とか本人確認資料とかというものをしっかり把握するために対策する事業と考えてよろしいんですか。

○市民生活課長（松田勇一） 取組の背景としまして、国が言っているところで、先ほども言いましたように、通帳、金融機関において氏名の振り仮名が、本人の確認のために現在利用されております。

しかしながら、漢字で書けば1つなんですけども、振り仮名にしてしまうと何通りも出てくるのが国がそこを懸念しているということで、その辺も踏まえて、振り仮名のこの事業をしていく、戸籍に振り仮名を記載していくということになっています。これを目的に振り仮名記載ということではないと思っていますところでございます。

○6番（立石幸徳） 私は物価高騰対策ってということで、事業内容そのものは12月議会で説明資料の5の(2)から(7)までもう議決済みなんです。今回は財源内訳を変えるということで。

先般、日銀のほうで金利の利率を引き上げるということで、この物価高騰というのは今後も続いていくという捉え方がなされていますよね。そこでお尋ねしたいんですが、物価高騰対策に当たって、農政、水産、これは12月議会でも本会議審査で、ちょっとは触れたんですけど、畜産業の経営継続とか、水産あるいはお茶、施設こういふところも燃油、油が高くなっていくからいろいろ高騰対策をすると。それはそれで分かるんですが、配合飼料対策ももう幾度かやってきているんですね。

そこで具体的に聞きたいのは、対象事業者が公金の支援を受ける中で、こうやって自分のところの事業は改善、経営を持続できるようにしていきますという経営改善の計画書をその事業者から頂いておられるんですか。

○農政課長（沖園信也） 今回の事業の申請に当たっては、使用した燃油の量であったり、飼料の購入量であったり、そういったものは頂いておりますが、中身的な改善的なものは頂いていないところです。

○水産商工課長（鮫島寿文） 水産商工課の燃油関係の支援も以前から燃油の高止まりということで、先の12月議会でもお願いしまして、令和6年1月から12月までの期間の使用した燃料、農政課長から答弁がありましたとおり、それに対しての資料を提出いただいて補助金の交付ということを計画しております。

経営改善の計画書等の提出要件というのはございませんが、私どもとしましては、出費がかさみ、資材高騰や、その中で原料の高騰、燃油の高騰、こういったもので厳しい経営状況というのは把握をしている、口頭でも聞いております。補助金交付申請について、具体的な経営資料等、経営改善計画書の提出を申請要件とはしてないところであります。

○6番（立石幸徳） 私は事業者の方々の物価高騰、大変だということは心情的にはもう全く一緒なんですけどね。ただ公金を支援していく中で、やはりその支援した交付金が意味を持たないといけなわけですね。単に大変なことが出てきた、そしてそれも数回ですよ、大変ですね、そういう中で応援しますとって、あまり考えたくないですけど、その事業者がもうどうにもな

らんごなつたと。そしたらその交付金は何の意味があつたのかと。

これは自治法上も、公金の補助あるいは寄附、そういう支援をするに当たってはやはりきちつとした定めがあるんじゃないんですか。

そういう意味で、やはり事業者には変に思わせぶりにするんじゃないくて、やはりこれだけその支援を継続するということであれば、その支援がどういう意味を持つ、また頂く事業者のほうもきちんと支援金を本当に活用して、自分の事業もこうすることで改善、立て直していきますというものはやっぱり出されるべきじゃないんですか。

○農政課長（沖園信也） ただいま6番委員からも御指摘がございましたが、今回のこの事業の実施に当たりましては、そのようなものの提出は求めてはいないところですが、例えば花であれば、ヒートポンプによる暖房効率向上であったり、技術的に立証された最新技術ですね、そういったものについては農家のほうも積極的に事業を取り入れて暖房機の更新等をして、経費のかからないような努力は行っているところでございます。

○6番（立石幸徳） 私はこれは要望というか、これまでもいろんな形で事業者に市が補助する場合は、いろんな補助金交付要綱もあるわけですが、補助金あるいはその公金支援が本当に役立っていくというものを、ここは事業者にも計画書を出せということを言えば嫌がるかもしれないけど、やはり私はそのことが本来の目的だと思うんですよね。今、いつとき大変だから交付金を頂いて、それで一時しのぎで助かりましたということで終わる話じゃないんじゃないんですか。

これから物価高騰が続くような状況があるんで言っているんですけど、副市長どうなんでしょう。そういう意味で、事業者支援というものについて、やはり事業者側から経営改善の何らかのそういうものを頂くと。大きくは三セクのお魚センターにも市がいろいろ貸付けなり云々する場合は、ちゃんと当事者のほうからは、きちつとこういう改善をしますというものが出されてきますよ。

○副市長（本田親行） 6番委員からございますとおりに、補助金であったり貸付けであったり公金が支出されるわけです。貸付けにつきましては貸付けの回収というリスクも伴うことから、経営の改善計画を頂いております。

今回は、国の物価高騰対策として燃油高騰に対する補助ということでメニューも示されており、その部分に対しての補助でございますので、あえて事業改善計画書とか頂いておりませんが、そういった補助、貸付け、目的に沿ってそういったことも検討してまいりたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 1回きりならくどいことを言う気はないですよ。幾度か同様の支援をしていく中で、それは当然、市民から見れば、何か大変だ大変だというたびに支援金が出ているそうですねと、そういう捉え方をしますよ。やはりその辺はしっかりきちつとしたメリハリをつける必要があるんじゃないですか。

○副市長（本田親行） ただいま申し上げましたとおりに、この事業については国の交付金を活用した補助でございますけれども、国のほうも推奨メニューという形で示しておりますので、単独で補助を行う場合であるとか、先ほども申しましたように貸付けであるとか、リスクを伴う場合には当然、公金でありますので、そういった事業計画書も必要と考えております。

今後とも補助の目的であったり、対象、中身であったり、そういうことを踏まえながら、事業者に求める対応等についても検討を行っていききたいと思います。

○6番（立石幸徳） 私はどうも甘い答弁にしか聞こえないんですよね。だってこれ今度財源内訳変更していますけど、7号補正では、ふるさと納税の繰入金で財源にしようとしたわけでしょう。それは国の推奨メニューとか云々とかいう以前に繰入金を財源にしようとしたわけですよ。

○副市長（本田親行） 先ほども答弁いたしましたけれども、それらの経済対策は、国の予算は

通っておりませんでしたけれども、閣議決定がなされたということで一旦、ふるさと応援基金を活用して予算編成を行いました。タイムリーないち早い対応を先ほど6番委員も求められておりましたが、そういったこともございまして、いち早くふるさと応援基金を財源として予算編成を行って、子供世帯、それからキャッシュレスについても2月初めから事業が始まりますので、そういった対応を取っているところでございます。

○6番（立石幸徳） これもまたこういった支援をしなきゃならないという状況が私は予想されますのでね。その際、どういう対応をしたのかということはまた確認させていただきたいと思います。

○9番（禰占通男） 予算書末尾の特別職、それと一般職、再任用、会計年度任用職員の人件費ということで、午前中に条例については審査が終わりました。

それでですね、人事院の通達というかそれが官民格差をなくすということで述べられているんですけど、私は本市の民間の給与、6年度分でいいんですけど、その状況はどうであったのかということ伺いたいと思います。

○総務課長（山口太） 本年も給与改定議案を提案するに当たりまして、市内の主な企業、団体、そういったところに調査を依頼いたしました。それで、回答していただけたところ、一部だけ回答していただけたところ、また回答いただけないところとあるのですが、その内容を詳細に申し上げるわけにはいきませんが、令和5年度と比べて給料月額については、やはり令和6年度の給料月額は増額というか、引上げを行っている企業、団体が多い状況でございました。

一時金、いわゆるボーナスについては、これもなかなか回答いただけないところが多いわけなんですけど、これについては昨年並みというか、ほとんど未回答のところも多いのですが、引下げというところはございませんでした。未定というふうに回答いただいたり、あるいは昨年と同率と申しますか、そういった回答でございました。概略、以上のようなことでございます。

○9番（禰占通男） 1週間ぐらい前だったかな、中央会の方とちょっと若い人に枕崎市独自の賃金について分かりませんかと聞きました。そしたら、枕崎市単独ではないですと。県の部分は県のホームページからいつも出ますけど、それでその方がおっしゃったことには、もう商工会議所しかないでしょうねと。いつも水産商工課長からもそういう答弁をもらっていますけど、やはり公務員も人事院で上げるのであれば、今何でこの昇給というのが問題になっているのかというと、昔は会社の業績等も物価高でよかったんですけど、今度は物価は当たり前ですけど、人員不足というのが変わってきて、もう社会の様相が変わってきましたよ。

それで、少子化もだけど、実際、枕崎市の地場産業を持続するには、ほかの市町村に負けないように、やはり賃金も必要ですよ。本当に全部この枕崎から若い人が抜けていきますよ。

だから、本当に行政と商工会議所また企業の方々と一体になって、私は賃上げは賃上げでですね、企業が倒産したら元も子もないですけど、やはり中小企業等が厳しい。今昼のニュースでも大体企業の賃上げが6%ぐらい、中小企業が5%ぐらい、そういうのをやっていたんですけど、今もう春闘に入っている連合、あと経済連、そういうのがやっていますから、やはりそういうことも注視して、何かそういう組織がなかったら新たにつくって、本当に午前中も言いましたけど、賃金もだけど、やはり企業の環境改善は物すごく大きな問題になると思いますので、要望しておきますけど、そういうものに取り組んでいかないと、この枕崎の人口が減っていくのは先が見えていますよ。そこら辺を考えて行政を担ってもらいたいと要望しておきます。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今9番委員からございました御指摘の点につきましては、商工会議所の方々ともそういった情報を共有しております。

一概に賃金上昇というのは非常に厳しいところですが、やはり人材不足もありまして、市内の一部の事業者、各かつおぶし工場を含めた事業所の皆さんが、月額給料を見直し、特に令和6年度から上げているところが多くございます。

それは、物価高の中で価格転嫁が一部進んだところもありますけれども、なかなか思うような人件費に充てるコストアップの部分を、価格転嫁、収益増で賄いたいところもあるんですが、それ以上に頑張って賃金上昇をして、人材の確保ということで努めている事業者も多々ございます。

国で賃金上昇に伴います厚生労働省の労働局の助成制度等もありますが、先ほども出ましたとおり、給与の改善計画とかいろんな提出要件等もあります。

そうした中で、少し大きめの一部事業所は、そういったものも活用して、厚生労働省の賃金アップに係る助成制度も活用できないかなということで検討を始めております。

私どももそういった事業継続、事業承継を含めて、持続的に企業が賃金アップの体系ができて、そしてまた収益向上の取組が進められますように、産業競争力の向上ということで、製造分野におけるロボット化や省力化も含めて、あと事務的には、経理部分のデジタル化などを会議所とも相談しながら、9番委員がおっしゃったような御指摘も十分踏まえながら、引き続き関係の団体の皆様と協議をしていきたいと思っております。

○6番（立石幸徳） 人件費の関係ですね。人件費比率という一つの財政上の比率と云えばいいんでしょうか。かつては人件費比率が高いということが、いろいろと問題というか取り沙汰されていましたが、今度の8号補正で6年度人勧の対応をして、本市の人件費比率の試算はされておられるんですか。

○財政課長（笹原正二） 決算ベースでの推計はいたしておりませんが、現在の8号補正段階での人件費の占める割合は出ております。その割合が16.6%となっております。補正前が14.9%で補正後が16.6%となっております。

○6番（立石幸徳） かつては20%を超えるような人件費比率が、本市ではずっと恒常化というか、あったかと思うんですけど、今、人件費比率は、歳出総額を分母にして人件費が幾らになっているかということで、比率が出るわけですけども、財政課長からあったように16.6%、現在のといいましょうか、昨今の地方自治体をめぐる構造、状況からいって、あるべき人件費比率はどう言われているんですか。

○財政課長（笹原正二） 今ちょっと決算等の資料等を持参しておりませんので、私の決算時の各団体の情報など、そういったものも加味しながら本市の状況について考えますと、本市の人件費率は近年低下してきておりました。それもある程度年齢層の高い層が退職いたしまして、それに対して若い職員が入ってきているということで、傾向といたしましては、人件費は近年低下してきている状況にはあります。

ただ人件費といいますのが、やはり雇用した数等に応じて、人口ピラミッドで増減していくものですので、今後、今の世代が上がっていくと、それなりに人件費は上がっていくという形になりますので、今後の状況については、予断を許さないところではございますが、現在は近年低下してきている傾向にあるというところではございます。

○6番（立石幸徳） あくまでも財政上の分析といいましょうか、人件費比率のですね。かつては20%を超えて、いわゆる財政硬直化という言われ方がされてきていたと思うんですけど、さっきから紹介があったように、6年度の現在の状況が16.6%。そういう意味では、余裕というか人件費が増えていっても構わんのじゃないかというそういう捉え方でいいんですかね。

○財政課長（笹原正二） 人件費といいますか、義務的経費ですね、経常収支比率を考えますと、現在決算で87.8%だったと記憶しておりますが、おおよそ90%を切るぐらいの経常収支比率は頑張っておこはキープしていきたいと、90%いかないようにと考えておりますが、今後、公債費でありますとか人件費につきましても、上昇ベースとなってくる可能性もございます。

そうなりますと、やはり義務的経費の縮減自体を行っていかねばならない。扶助費、公債費、人件費となっておりますので、こういった経常一般財源を減らしていかなければならないという取組がありますので、決して予断を許されるような状況ではないと考えております。

現在、ふるさと応援寄附であるとか財政調整基金がある中で、ある程度、財政状況的には改善してきておりますけれども、今後、長期的なスパンで見ますと、やはり人件費の高騰も今後懸念しないといけませんし、公債費につきましても上昇にありますので、減債基金の積立てなどで対応しておりますし、そういったもので義務的経費の縮減については、引き続き取り組んでいかなければならないと考えております。

○6番（立石幸徳） 本市の広報まくらざき新年号でも、今年が総合振興計画あるいは地方創生の戦略の新たな5年計画、10年計画をつくると。そういう中で、やっぱり人件費も含めて、かつてのいわゆるIT活用という状況がないときの人件費というより、ITでもってどんどん対応できる部分は、そういう方面の活用をして人件費ということじゃなくて、いろんな検討の余地があると思うので、私は正直3月議会でも総合振興計画を一般質問で取り上げようといういろいろ取り組んでおりますけれども、ぜひ全体的に本市の財政を中心にした、そして今後の振興策をしっかりと早くから取り組んでやっていただきたいと要望しておきます。

○委員長（水野正子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（水野正子） 異議もありませんので、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後2時32分 再開

△議案第2号 令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（水野正子） 再開いたします。

次に、議案第2号令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（平塚孝三） 議案第2号令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、概略申し上げます。

予算書末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ106万3,000円を追加し、予算総額を33億6,850万5,000円にしようとするもので、当初予算より0.7%の伸びとなります。

補正の内容は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う会計年度任用職員人件費の増額です。

以上の財源として、繰入金106万3,000円の増額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（水野正子） それでは審査をお願いいたします。

○9番（禰占通男） 確認だけです。5ページからずっと下へこの短期事務補助職員、市税等収納管理業務員、国民健康保険レセプト点検業務員、これの各人員数を教えてもらえますか。

○健康課長（平塚孝三） 1款総務費の2項徴税費1賦課徴収費に掲げている市税等収納管理業務員につきましては1名です。

4款保健事業費の2項保健事業費3医療費適正化特別対策事業費及び保健事業費に掲げる国民

健康保険レセプト点検業務員については2名となっております。

○委員長（水野正子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（水野正子） 異議もありませんので、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時36分 休憩

午後2時37分 再開

△議案第3号 令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（水野正子） 再開いたします。

次に、議案第3号令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。
当局に説明を求めます。

○福祉課長（福永賢一） 議案第3号令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ188万5,000円を追加し、予算総額を30億3,373万6,000円にしようとするもので、当初予算額に対し、約9.3%の伸びとなります。

補正の内容は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う、総務費の介護認定審査会費46万円、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費101万2,000円、一般介護予防事業費35万6,000円、包括的支援事業・任意事業費5万7,000円の増額であります。

以上の財源として、国庫支出金31万3,000円、支払基金交付金36万9,000円、県支出金18万2,000円及び繰入金102万1,000円の増で措置いたしました。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（水野正子） それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） 繰入金の関係ですね、先ほど済んだんだけど、国保の人件費については一般会計からの繰入金、介護の場合は一般会計からも、さきの一般会計補正8号で64万2,000円は介護保険に繰り入れているんだけど、いわゆる基金積立ての基金繰入金と一般会計からの繰入れ、この人件費の特別会計、国保、介護、この特別会計の人件費については、一般会計はどこまでが繰入れの対象になるんですかね。

○福祉課長（福永賢一） 一般会計からの繰入金につきましては、人件費分につきましては総務費の部分が繰入金の対象になります。ほかの地域支援事業費の部分につきましては、各国庫でありますとか、支払い基金でありますとか、そういった負担割合がございます。その中に保険料も含まれますので、その保険料相当分を基金繰入金から繰り入れていると。保険料を上げないで、基金繰入金を充当するというような内容で御理解いただければと思います。

○10番（平田るり子） ちょっと確認したいんですが、認定調査員1名となっておりますが、恐らくこの人口に対して認定調査員の人数は決まってくると思うんですが、枕崎の1名というのはこれは適正な人数になるのでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） ページはどちらになりますでしょうか。（「7ページです。ごめんな

さい。7ページの認定調査等費です」と言う者あり)

こちらにつきましては、高齢者介護保険係に所属している1人の会計年度任用職員で、介護認定の申請受付等とか、南薩介護保険事務組合とのやり取りとか、そういった対応をしている事務職員になります。

○委員長(水野正子) ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長(水野正子) 異議もありませんので、議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後2時44分 再開

△議案第4号 令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算(第2号)

○委員長(水野正子) 再開いたします。

次に、議案第4号令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○市立病院事務長(西村祐一) 議案第4号令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算(第2号)について、御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、収益的支出において、人事院勧告に準じた給与改定に伴う給与費等の増に伴い、医業費用を2,254万円、附帯事業費用を120万6,000円追加しようとするものです。

補正後の収支は、総収益6億4,006万1,000円に対し、総費用8億3,400万8,000円となり、差し引き1億9,394万7,000円の純損失となる見込みです。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長(水野正子) それでは審査をお願いいたします。

○11番(橋口洋一) 純損失が加算されたということで赤字が増えたということですが、これは単純に自分のところの赤字が増えたよという状況でしかないということですかね。

給料を上げるに当たって、収益に関しては全く変わりがないという、赤字が増えたよということでしょうか。

○市立病院事務長(西村祐一) ただいま11番委員からありましたとおり、今回は収益については補正を行っておりませんので、単純に人件費に係る分だけ純損失が増加したと理解されてよろしいかと思います。

○10番(平田るり子) 3ページの病児保育一時預かり事業についてお伺いしたいんですが、最大で9名お預かりをするようですが、最近ですね、コロナからインフル等の風邪に伴い預かってほしい子供たちの人数が多くなったということで、お断りされるというケースをよく聞くのですが、ここは何か改善方法は考えていらっしゃるのでしょうか。

○市立病院事務長(西村祐一) この病児保育施設カンガルーのポッケにつきましては、その目的といたしまして、保護者の子育て支援と就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的に平成26年12月に開設いたしております。

ただいま10番委員からありましたとおり、最大の受入れ人数は9名ということで、カンガルーのポッケに保育士を3名配置し、部屋が3室ございます。

こちらにつきましては、令和6年3月30日に、こども家庭庁成育局長からの通知で病児保育事業の実施についてという通知がございますが、この中に、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置することということでございますので、1人の保育士が最大3名見ることができます。3名の保育士がいますので最大受入れ人数は9名ということになっているんですが、感染症についてもいろいろございますので、感染症ごとに、インフルエンザや感染性胃腸炎、ノロウイルスの子供の受入れがあったら、風邪の方とかを同時に見ることはできませんので、感染症の流行時には3名を見るのが限度になってしまう部分もあると思います。

現在、そういった形で施設自体で3室設けてございますので、現状では施設の状況によりまして今の最大は9名が上限になるかと考えております。

○10番（平田るり子） 女性に働いてもらわないといけない状況がある中で、こういった事業を市立病院で人数を増やすなり、また、ほかのところに委託するなり、市立病院にほかの対策をお願いするわけにはいかないの、市のほうでそういった対策を、また別な機関でもう一病院なりその施設なり、そういったこと等は考えていらっしゃるのでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 病児病後児保育につきましては、子ども・子育て支援事業の13事業の中の一つということで、市のほうで実施主体ということで子ども・子育て支援計画にも含んでやっているところでございます。

現在、近隣に先駆けて、本市市立病院が実施しているという実態もございまして、他市にも設置する動きがございますので、そういったこと等も含めながら、また市立病院以外でも本市のほうでもするとすると、保育機関であるとか、医療機関であるとか、限られてくる機関、事業所になってきますので、そういったところとの可能性を探りながら、できるだけそういった利用がスムーズにできるような体制は取っていきたいと考えているところです。

○10番（平田るり子） もうこれはしっかりと考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それで、預けるのに物すごく時間がかかると。書類なりそういったものを後から書くとかスムーズに預けられる体制になっていないって聞いたんですけど、私も直接預けたことがないので分からないんですが、そういったところはどういう形になってますでしょうか。子供を連れてきて、すぐ預かれるのか、書類なり何なり書いてとか、予約をしてとかこういった手間があるのかどうか、そこを少し教えていただきたいんですけれども。

○市立病院事務長（西村祐一） カンガルーのポッケの利用方法につきましては、まず事前登録が必要になってきます。こちらは福祉課で事前登録の必要があるのですが、緊急時はカンガルーのポッケのほうでも登録が可能ということにしております。

それと、先ほど委員からもありましたとおり、事前に予約をしていただくということで、なるべく前日までに予約をしていただきたいということです。

それと、かかりつけの小児科医療機関を受診していただきまして、病児保育施設で保育できるかどうかを医師に判断していただくことになると思います。必要であると判断した場合は医師連絡票がございますので、そちらを持って預かることができるということになると思います。

なお、初回に利用する場合は、カンガルーのポッケに来られたときでもよろしいんですが、契約書を締結していただくことになると思います。

○委員長（水野正子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（水野正子） 異議ありませんので、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後2時56分 再開

△議案第5号 令和6年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（水野正子） 再開いたします。

次に、議案第5号令和6年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（上園秀人） 議案第5号令和6年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定による人件費について、収益的支出及び資本的支出をそれぞれ補正するものです。

第2条収益的収入及び支出のうち支出を81万円減額し、合計で4億1,328万8,000円にしようとするもので、当初予定額4億1,409万8,000円に対し0.20%の減となります。

なお、税抜きの純利益は425万1,000円で、当初予定額344万1,000円に対し81万円の増で率にして23.5%の増となります。

第3条資本的収入及び支出のうち、支出を26万3,000円増額し、合計で2億6,924万5,000円にしようとするもので、当初予定額2億6,898万2,000円に対し0.10%の増となります。

資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する額2億2,635万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金662万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,877万9,000円、建設改良積立金7,100万円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額994万6,000円で補填します。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費は129万2,000円減額し、1億1,219万9,000円に改めます。

以上、概略説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（水野正子） それでは審査をお願いいたします。

○11番（橋口洋一） 今回の補正で、マイナスが立っているところかと思います。人事異動と賃金の上昇ということでありましたが、人事異動はどのような内容だったのでしょうか。

○水道課長（上園秀人） 今回の補正で、給与改定に伴う増加分につきましては、一般職、会計年度任用職員の報酬合わせて446万7,000円の増となっているところであります。

一方、人事異動等による増減分につきましては、一般職で581万8,000円の減、会計年度任用職員で5万9,000円の増、これは法定福利費の率改定によるものですけれども、両方で575万9,000円の減となっております。

人事異動等による内訳につきましては、4級に該当していた職員を予算化していたのですが、その方の代わりに2級の職員が異動しております。3級の職員も3級から3級ですけれども、号の低い方が人事異動になっております。合わせて2名が人事異動による影響となっているところであります。

○11番（橋口洋一） 人事異動はいつ時点で発生したものになるのでしょうか。

○水道課長（上園秀人） 令和6年4月1日の人事異動によるものでございます。

○9番（禰占通男） 今、給与の説明もありましたけど、今、1ページの職員給与費で減になっていますよね。これは次の下水道でもありますけど、下水道はプラスになりますよね。以前もあったんですけど、職員の人事によって給与費が減になったということですね。今課長からありましたように、6年度4月1日分ということなんですけど、下水道、水道の課の異動は、ほかの課とも連携しての異動になるんですかね。

○副市長（本田親行） さきに11番委員からもございましたが、人事異動に伴う給与費の増減といいますのは、4月1日の定期異動に関わる分でございます。

ほかに一般会計等につきましては、6月議会において補正が出されるのが一般的であって、そこで給与費も4月1日現在の給与の状態にしております。

下水道事業会計等については、補正の機会があったときに、人事異動分に対しても補正を行っているところでございます。今回1号補正といったような形になっております。

かねがね9番委員からも、企業会計等については、給与の低い若い人たちで経営改善を図るべきではないかといったような御意見もいただいておりますが、そのようなことも観点に入れながら、適材適所の異動を全体的に行っているところでございます。

○9番（禰占通男） 下水道、水道という技術職もありますよね、やっぱり一般職だけじゃなく、やはりそこら辺の職員の確保とかそういうのも必要になってくると思うんだけど、今こうして人事院勧告でほかの会計も全部上がってきているわけですから、ここだけがマイナスということで、私最初に目が行って、それで次の下水道については上がっている。これはどう考えればいいんだということだったんですよ。

○副市長（本田親行） ただいま申し上げましたように、一般会計については人事異動が4月にあった直後の6月議会に補正を提出する機会がありますので、そこで4月1日の状態の予算にしております。

今回は水道、下水道といったところがこれまで予算を提出する機会がございましたので、今回4月の定期異動で人件費に増減があった部分も人勧分に含めて提出しておりますので、それぞれの会計でプラスであったりマイナスであったりしているというところでございます。

○委員長（水野正子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（水野正子） 異議もありませんので、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第6号 令和6年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（水野正子） 次に、議案第6号令和6年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課参事（今給黎仁） 議案第6号令和6年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定による人件費について、収益的支出を補正し、令和5年度決算での剰余金処分の議決に伴い、資本的収入額が支出額に対し不足す

る額の補填財源の内訳を変更するものです。

第2条収益的収入及び支出のうち支出を86万7,000円増額し、合計で7億2,416万8,000円にしようとするもので、当初予定額7億2,330万1,000円に対し、0.12%の増となります。

なお、税抜きの純利益は3,013万3,000円で、当初予定額に対し86万7,000円減で率にして2.80%の減となります。

第3条資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し、不足する額1億8,442万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億3,966万円、繰越利益剰余金処分数額98万1,000円、当年度利益剰余金処分数額2,860万2,000円、建設改良積立金1,000万円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額517万9,000円で補填します。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費は106万7,000円増額し、5,292万7,000円に改めます。

第5条議会の議決を経なければできない利益剰余金の処分を、繰越利益剰余金98万1,000円増額し、2,958万3,000円に改めます。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（水野正子） それでは審査をお願いいたします。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（水野正子） 異議もありませんので、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、審査の結果については、この後、午後4時15分をめぐりに再開される本会議において報告することになりますので、御承知をお願いします。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（水野正子） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申合せのとおり、簡潔な内容にしたいと思いますので、御承知をお願いします。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後3時10分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長 水 野 正 子